

羽生市告示 乙 第 174 号

差押調書及び配当計算書の公示送達について

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、当該書類は、収納課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

また、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、その送達があったものとみなす。

送達すべき書類 差押調書 (謄本) 令和8年6月12日発行

氏 名 角田 剛

令和 8 年 6 月 25 日

羽 生 市 長 斎 藤 万紀子